

中工場焼却施設に係る維持管理計画 2

「その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合する。
燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行う。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 8 5 0℃以上に保つ。
焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しやく減量が 1 0 %以下になるように焼却する。
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。
運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 2 0 0℃以下に冷却する。

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>
<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下（1 時間平均）となるようにごみを焼却する。 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 30ppm 以下（4 時間平均）となるようにごみを焼却する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスのダイオキシン類の濃度が、0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> 以下となるようにごみを焼却する。</p>
<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を二月に一回以上測定し、かつ、記録する。</p>
<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。</p>
<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにする。</p>
<p>ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つ。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合する。</p>
<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。</p>
<p>ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる。</p>
<p>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。</p>
<p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。</p>
<p>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>
<p>施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行う。</p>
<p>市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>施設の維持管理を自ら行う。</p>
<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存する。</p>